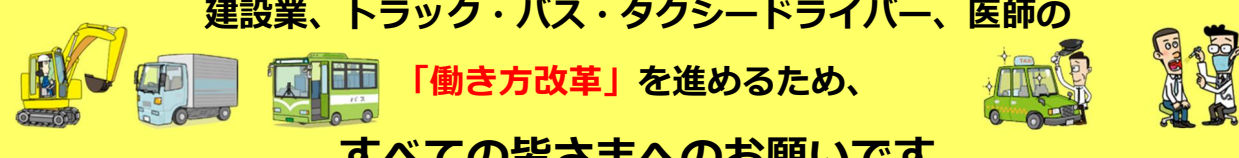


**建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の**  
**「働き方改革」を進めるため、**  
**すべての皆さまへのお願いです**



2024年4月から、建設業で働く方、トラック・バス・タクシードライバー、医師についても、時間外労働の上限規制が適用されました。建設業・運輸業は、インフラを守り、物流・生活交通を支えるために、国民生活になくてはならない存在ですが、他の業種に比べ残業が多い実態にあります。また、日本の医療は、勤務医の長時間労働により支えられてきました。

働く方の健康を守り、「働き方改革」を進めるため、すべての皆さまに、以下の内容について、ご協力・ご配慮くださいますようお願いいたします。

**建設業** 著しく短い工期が設定されると、長時間労働の原因となり、休暇が取りづらくなります。工事を発注・受注するに当たっては、働く方の休日数も考慮した工期の設定をお願いします。

**トラック** トラックドライバーは、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担になることもあり、運送事業者と発着荷主が協力して荷待ち時間の削減に取り組むとともに、置き配の利用や再配達依頼を控えるなどの配慮もお願いします。

**バス・タクシー** バス・タクシーのドライバーは、他の産業と比べると、労働時間が長い状況にあります。貸し切りバスや送迎バスなどを依頼するときには、行程やダイヤについてよく話し合うようお願いします。

**医師** 医師の長時間労働の改善に向けて、患者さんやご家族のみなさまには、診療時間内の受診や“いつもの先生”以外の医療スタッフの対応にご理解をお願いします。

**特設サイト「はたらきかたススめ」の紹介**



○国民の皆様に向けて、働き方改革コンダクター・小芝風花さんが出演する働き方改革PR動画等を公開中！



<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/index.html>

4月から上限規制の適用が開始された業種の事業主向けに「働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）」が新設されました！（二次元コードは厚労省HP内の当該助成金の案内へリンク）

<p><b>建設業</b></p>	<p><b>運送業</b></p>	<p><b>病院等</b></p>
-------------------	-------------------	-------------------



[https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/riyousha\\_mokuteki\\_menu/jigyounushi/roudoujouken\\_joseikin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/roudoujouken_joseikin.html)

**【お問い合わせ先】 千葉労働局労働基準部監督課 電話：043-221-2304**